

## 市川市道路清掃汚泥の一時保管の方針について

(平成25年3月22日制定)

市川市

市内全域の道路清掃で発生した汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に処分を委託していたところですが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が放出され、その影響により従来のような処理が困難な状況となっています。

国が示した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基準によると、放射性セシウムが1キログラム当たり8,000ベクレル以上となった汚泥については、特別な管理が必要な廃棄物（指定廃棄物）として国が責任を持って処理することとされています。しかし、現状では国の最終処分場の設置目途が立っておらず、国が引き取るまでの間、市で一時保管する必要があることから、一時保管に関する方針を定めるものです。

### 1. 保管方針

本市においては、回収した汚泥を8,000ベクレル以上と8,000ベクレル未満に分類した上で、8,000ベクレル以上の汚泥は、国が示す保管に関する「廃棄物関係ガイドライン」に基づき、適切に保管していきます。

なお、8,000ベクレル未満の汚泥については、安全確認の上、搬出可能なものから順次処分を行うこととし、処分が難しいものについては、8,000ベクレル以上の汚泥の取り扱いに準じて一時保管していきます。また、100ベクレル以下の汚泥については、再利用が可能なことから、中間処理業者に処理を依頼していきます。

### 2. 道路清掃汚泥等の一時保管についての基本事項

#### (1) 保管物の種類

- ・道路の清掃作業により発生した汚泥

#### (2) 一時保管場所

- ・市川市衛生処理場内（市川市二俣新町15番地）

#### (3) 保管の方法

国の「廃棄物関係ガイドライン」に基づき、以下の方法等により適切に保管します。

- ・飛散防止等、粉状の廃棄物を収納するのに適している「フレキシブルコンテナバッグ」等に汚泥を収納して保管します。
- ・雨水等の浸入および地下水への浸透防止のため、遮水シートで覆います。
- ・一時保管場所のバックグランド値を確認します。

#### (4) 放射線量率測定

- ・放射線量率の測定は、一時保管場所周囲の4地点で、毎月1回測定を行います。測定結果は、随時ホームページで公表します。